

# 監事監査報告書

令和5年5月17日

学校法人 神奈川大学  
理事会 御中

学校法人 神奈川大学

常任監事 西 森 義 博 ㊞

監 事 若 原 文 安 ㊞

監 事 野 島 透 ㊞

私立学校法第37条第3項及び学校法人神奈川大学寄附行為第19条の規定に基づき、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）の令和4年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）における業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

理事会、常務理事会、評議員会に出席し、理事等から業務に関する意思決定や執行状況等を聴取するとともに、関係資料を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、関係部署等関係者から事業報告及び決算に関する計算書類等について聴取し、検討を行いました。加えて、有限責任監査法人トーマツから監査状況等について報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室で行った監査の結果報告を受け、それらを参考として検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 本法人の業務又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 本法人の財産の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上